

山梨県広告事業掲載基準

第1 趣旨

山梨県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する広告事業の掲載基準について定めるものとする。

第2 業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 次のいずれかに該当すると認めるに足りる相当の理由のあるもの

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団、暴力団員又はアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- ④ 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等
- ⑤ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

(4) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

(5) たばこに係るもの

(6) ギャンブルに係るもの

(7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの

(8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの

(9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの

(10) 県の指名停止措置を受けているもの

(11) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの

(12) その他県資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの。
例えば、次のようなものをいう。

- ① 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれに類する取引に関するもの
- ② 興信所・探偵事務所等に関するもの

第3 掲載基準

次のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ① 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - ② 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ③ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
 - ④ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ① 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
 - ② 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ③ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - ④ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑤ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ① 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - ② 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③ 第三者の氏名、写真を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ① 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
 - ② 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
- (5) 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ① 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む）
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ① 個人又は団体の意見広告
 - ② 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれら

を含むもの

(8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- ① 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす）
- ② 射幸心をあおる表示又は表現
- ③ 誇大な表現を含むもの
- ④ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
- ⑤ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- ⑥ 他人名義の広告
- ⑦ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(9) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。

- ① 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- ② 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの

(10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- ① 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があり、公衆に不快感を起こさせるもの

(11) 県の施策と反する効果又は影響が生ずるおそれのあるもの。

(12) その他県資産の性質等により広告掲載することが適当でないと認められるもの。

例えば、次のようなものをいう。

- ① 県が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（県が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
- ② 品位を損なう表現のもの
- ③ 投機を著しくあおる表現のもの
- ④ 債権取立て、示談引き受けなどに関するもの
- ⑤ 謝罪、釈明などのもの
- ⑥ 訪ね人、養子縁組などのもの
- ⑦ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- ⑧ 人事募集広告

第4 掲載基準の適用

第3に定める掲載基準の適用については、広告媒体ごとに具体的な内容を判断し、そ

の上で修正・削除が必要な場合は、広告主等に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

第5 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告掲載に係る個別の基準が必要な場合は、広告媒体を所管する部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月9日から施行する。